

平成29年度第2回滋賀県社会福祉審議会概要

1 開催日時 平成29年9月1日(金)午後1時00分～3時00分

2 開催場所 滋賀県庁北新館3階中会議室

3 出席委員(五十音順、敬称略)22名

安部侃 猪飼剛 伊崎葉子 上野谷加代子 小山万亀子(途中出席)

小林江里子 駒井千代 崎山美智子 白井京子 城貴志 立岡孝子 田野節子

塚本秀一 中川英男 中村宗寛 中村裕次 花房正信(途中退席) 松葉香世

丸本千悟 宮川富子 村島茂男 渡邊光春

4 欠席委員(五十音順、敬称略)5名

江上陽子 北岡賢剛 佐藤誠 濱上洋 藤澤直広

5 事務局

藤本健康医療福祉部長、山元健康医療福祉部次長

健康福祉政策課：市川課長、海老根課長補佐、一伊達副主幹、安澤主査、関主査

医療福祉推進課：長谷川副主幹

障害福祉課：丸山課長、橋本参事、清水係長、早尻主査

子ども・青少年局：大岡副局長

6 進行

(1) 健康医療福祉部長あいさつ

(2) 委員紹介、事務局紹介

(3) 委員長の選出について

(4) 委員長職務代理者および専門分科会委員の指名について

(5) ユニバーサルデザイン2020行動計画について

(6) 第1回条例検討専門分科会の概要について

7 概要

〔司会〕

本日は、お忙しいところ、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。定刻になりましたので、ただいまから滋賀県社会福祉審議会を開催いたします。

それでは、開会にあたりまして、健康医療福祉部長より御挨拶申し上げます。

〔健康医療福祉部長〕

本日は、滋賀県社会福祉審議会を開催いたしましたところ、何かと御多用の中、御出席いただき、誠にありがとうございます。

皆様におかれましては、医療と福祉サービスが切れ目なく一体的に提供される「医療福祉」の推進をはじめ、本県の健康医療福祉行政に対しまして、平素から御理解と御協力を賜っておりますこと、厚くお礼を申し上げます。

また、誰もが住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らしていけるよう、社会福祉や医療の向上に御尽力をいただいておりますことに、敬意を表する次第でございます。

さて、この社会福祉審議会でございますが、7月に委員の皆様の改選がございました。本日はその改選後、初めての会議となります。改めまして、委員に御就任いただきましたことに御礼申し上げますとともに、本県の社会福祉行政の推進につきまして、格別の御協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

本日の会議の内容でございますが、まず、委員長を選出、それから専門分科会の委員の指名などをいただきましたあと、本年2月に策定をされました国のユニバーサルデザイン2020行動計画について報告をさせていただきます。

本県では、「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」の改定、また淡海ユニバーサルデザイン行動指針の策定から12年が経過をいたしてございまして、のちほど取組実績等の御説明をさせていただきますが、この間、例えば県におきましては、施設整備基準の定着でございますとか、また平成25年度からは車いす駐車場等の利用証制度、いわゆるパーキングパーミット制度の導入などに取り組んでおります。一定、県民の皆さんにユニバーサルデザインへの対応や御理解が深まりつつあると認識をいたしてございます。

今後、県におきましては、2024年に本県で開催をされます国体・全国障害者スポーツ大会の開催に向けまして、ハード・ソフトいずれの面においてもユニバーサルデザインを取組をさらに進めてまいりたいと考えております。国の行動計画等を参考にしながら、「心のバリアフリー」や「ユニバーサルデザインの街づくり」を推進するとともに、国際化・情報化といった時代の変化に対応していくなど、次の段階に向けての検討が必要とな

っております。

本日は、委員の皆様から、ユニバーサルデザインの理念の一層の浸透に向けまして、何を目指して、どのような取り組みが必要かといった観点で御意見をお伺いしたいと存じますのでよろしくお願い申し上げます。

併せまして、「共生社会づくりを目指すための条例」をこの審議会で骨格を御議論いただいておりますが、7月13日に開催をされました第1回の条例検討専門分科会について御報告をさせていただきます。

委員の皆様には、限られた時間でございますが、豊富な御経験、また深い御識見をもとにした忌憚のない御意見をいただきますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、開会にあたりましてのあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

〔司会〕

はじめに、本日は、委員改選が行われてからはじめての審議会でございますので、僭越ではございますが、事務局から委員の皆様を御紹介させていただきます。

お手元に配布させていただいております「座席表」と「滋賀県社会福祉審議会委員名簿」を御覧下さい。

(出席委員紹介)

ありがとうございました。

なお、本日、御都合により御欠席の委員を御紹介いたします。

(委員紹介)

次に事務局を紹介させていただきます。

(事務局紹介)

次に本日の審議会には、委員の皆様27名中21名の御出席をいただいております、委員総数の過半数となりますので、滋賀県社会福祉審議会条例第6条第3項の規定に基づき会議が有効に成立していることを報告させていただきます。

次に、本日配布している資料の確認をお願いします。

(資料確認)

以上でございます。資料等不足がございましたら事務局までお伝え願います。

それでは、早速、議事に入らせていただきます。

先程も申し上げましたとおり、本日は社会福祉審議会委員の一斉改選が行われましてから、はじめての審議会でございます。

社会福祉法の規定により委員長が会務を総務するとなっております。このため、進行は委員長にお願いすることになりますが、それまでの間は事務局で議事を進行させていただきますので、よろしくお願います。

それでは次第の3の(1)にありますように、委員長の選出をお願いしたいと思います。

社会福祉法第10条により、委員長は委員の互選によることとなっております。委員長の選任について、皆様方の御意見を賜りたいと存じますがいかがでしょうか。

〔委員〕

前回委員長をしていただきました滋賀県社会福祉協議会の会長であります渡邊委員を御推薦させていただきたいと思えます。いかがでしょうか。

〔司会〕

ありがとうございます。

渡邊委員にお願いしてはどうか、という御意見がございましたがよろしいでしょうか。異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

〔司会〕

どうもありがとうございます。それでは「異議無し」のお声を皆様よりいただきましたので、渡邊委員に本審議会の委員長をお願いしたいと存じます。

それでは、渡邊委員におかれましては、委員長席にお移りいただきますようよろしくお願いたします。

進行ですが、社会福祉法第10条の規定によりまして委員長は会務を総理するとありま

すため、渡邊委員長にお願いしたいと思います。委員長どうぞよろしくお願いいたします。

〔委員長〕

それでは委員長としての職務を、責任を果たせるようにがんばりますので、よろしく御協力の程お願い申し上げます。

一言御挨拶を申し上げます。9月1日、高齢者保健福祉月間がはじまりました。私、昨日に彦根市の老人会に呼ばれまして、久しぶりに敬老の話をさせていただきました。「昔は『敬う老』と言われて、非常にお年寄りには尊敬される対象である、今は『軽い老』ということで軽くあしらわれる」というふうに言えば、2、3年前は非常に爆笑がおきたのですが、昨日はあまりにも実感がありません。爆笑もおきなくて、私も困りまして、また別の持ちネタを、落語の話をさせていただきました。その後、全国的に有名な有識者の方とお話しする機会がありまして、昨日が国の来年度予算の概算要求の日ということらしいです。新聞を読みますと社会保障費が31兆円を超えるとのこと。いわゆる高齢者の増による、自然増と申しますか、一人あたりの給付費が増えるというわけではなく、単に数が多いということだけで増えるお金が6,000億というようなことで、財務省の方は5,000億に削ると、その攻防戦だというような話をお聞きしました。そういう中で社会福祉のあり様とか医療のあり様とかその地域のあり様をきくと現すのだらうと思います。特に地方においては、一番の問題は医療・介護を担う人材の不足ではないかなと思っています。2025年、団塊の世代が75歳になる年におそらく人材不足、既に始まっていますけれども、介護人材あるいは保育の人材等々で相当な不足が出て、『何とか難民』ということが『難民』ではなくて、処遇に恵まれた人はラッキーな人であるというようなことまで覚悟して臨まねばならない今後ではないかなと思っています。そういう意味でこの社会福祉審議会のあり様もまた一つ、滋賀県に対して様々な提言等をしていくわけでありますので、是非とも皆様の御見識を持って、またそれぞれの立場から十分に御意見をいただいて、滋賀県の県政が少しでも良くなるよう御意見をいただければと思っています。よろしくお願いいたします。

それでは、座らせていただきまして、議事に入らせていただきますのでよろしくお願いいたします。

はじめに委員長職務代理者であります。社会福祉審議会条例第5条の規定により、委員長が職務に携われない場合、代わってその職務を行う委員をあらかじめ委員長が指名することとなっております。つきましては私の方からこの規定に基づいて指名させていただきます。

個人的にも公的にも様々な立場でお世話になっており、御指導もいただいております。上野谷先生にお願いしたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

〔上野谷委員〕

今、委員長職務代理者という席をいただきました。国の社会保障審議会の福祉人材の委員を務めております。まさに日本全体として福祉人材をどうしていくか、それよりも先に県民として、国民として、市民としてそれぞれがそれぞれの役割を全うしながら、医療、福祉、保健、事業者も含めて一緒に力を合わせねばならないということを常々考えておりますので、何らかの形で御一緒にやっていければと、どうぞよろしくお願い申し上げます。

〔委員長〕

上野谷先生、ありがとうございました。

次に、参考資料1「滋賀県社会福祉審議会の概要」を御覧いただきますと分かりますように、本審議会には5つの専門分科会と、6つの審査部会が設置をされております。

これら専門分科会、審査部会の構成委員についても委員長が指名することとなっておりますので、誠に僭越ではございますが名簿を用意させていただきました。これから配布させていただきます。

(専門分科会、審査部会名簿配布)

〔委員長〕

では事務局からお配りいたしました名簿について説明をお願いします。

〔健康福祉政策課長〕

(参考資料1、専門分科会委員名簿 説明)

〔委員長〕

ありがとうございました。

それでは、今見ていただいております名簿をもって指名にかえさせていただきたいと思
います。委員の皆様方には、大変お世話になります。よろしくお願いいたします。

では次に次第の4「報告」でございます。『ユニバーサルデザイン 2020 行動計画につ
いて』の説明を事務局、お願いいたします。

〔健康福祉政策課長〕

(資料1、資料2、参考資料3 説明)

〔健康福祉政策課課長補佐〕

(参考資料2 説明)

〔委員長〕

ありがとうございました。

国の資料を見ていたのですが、ユニバーサルデザイン行動計画と言いながら、バリアフ
リー化の文言が多いのですけれども、ユニバーサルデザインとバリアフリー化と言葉の定
義の違いをまず前提として、事務局から委員の皆さんに説明をお願いします。

〔健康福祉政策課課長補佐〕

バリアフリーとユニバーサルデザインの違いなのですが、バリアフリーというのは今あ
るものが障壁になっている、その障壁を取り除くという観点でございます。例えば、階段
しかない、入口はどうなのかというところをスロープを設置するとか、昇降機を設置するとか、
そういったバリアを取り除くことをバリアフリーの改修とっております。

ユニバーサルデザインは、もともとそういうことが起こらないように、はじめから設計
し、そういうことを進めて、そもそもバリアなんかを作らない、そのような観点から物事

を進めていくことをユニバーサルデザインと言っております。

ただ資料の中では、バリアフリーとユニバーサルデザインの言葉が混在しておりまして、ややこしいところなのですが、広い意味でユニバーサルデザインの推進ということでバリアフリーも含めてしっかり推進していくということで、大きな意味でユニバーサルデザインの取組ということでバリアフリーも一部入っているところでございます。

〔委員長〕

バリアフリーとユニバーサルデザインは並立するもので、私の解釈で確たるものはないですけれども、ユニバーサルデザインがバリアフリーの中に包含されたものではないと私は理解しております。また御指導ください。

それから国のユニバーサルデザイン 2020 というのは、関係閣僚会議で決定されて、主務官庁はどこなのか。

〔健康福祉政策課長〕

内閣府になるのですが、それぞれ各省庁にそれをやってくださいということで、各大臣がそれぞれの担当部署を進めるということでございます。

〔委員長〕

いつからいつまでの計画なのでしょう。行動計画というと大概、何年からはじまって、終期はいつですと、そして成果目標はこうですよ、というのが大体の国の計画のパターンなのですが、具体的に教えてもらいたくて。いつからはじまって、2020年が終わるのか。

〔健康福祉政策課長〕

今のユニバーサルデザイン 2020 行動計画の本文をお配りすると良かったのですが、本文によりますと2017から2020年の間、行動計画の施策の実効性を担保していくということで、国の会議ですけれども、毎年度検討し、評価していくというものでございます。

〔委員〕

計画はよくわかるのですが、ハードとソフトがあって、特にハードのことはお金がかかります。例えば膳所駅は今回、エレベーター、エスカレーターができています。ただ問題は結構、県立の施設でもあるいは私ども財団の施設でも建築された時にはユニバーサルデザインとかそういう考えそのものが無かったという中で、既存の建物を、例えば人権センターですとエレベーターはありますけども、電動の車椅子の人たちが使おうと思った時にエレベーターの箱が小さくて実際使えない。あるいは人権センターの隣が林業会館なのですが、林業会館はそもそもエレベーターそのものがない。こういう建築年数が経って30年前、40年前まだまだユニバーサルデザインという考えがなかった時の建物、これを今やろうと思うと外付けでやらなければならない。つまり相当の費用がかかるのですけれども、例えば、そういう費用を自前でやれと言ってもなかなかできない。例えば国に補助制度があるなら、やれと言うのはわかるのだけど。当然ハードやろうと思った時に整備費用がかかるわけです。その財政措置について、例えば国や県はどういうふうにするのか。そうすると結果的には、必要なのだけれどやりきれない。財政的にもやりきれないという、結果的に残ってしまうことになるので、結局これはユニバーサルデザインという計画をたてても、絵に描いた餅に終わってしまうのではないかと。もし国がこういうことを考えているとか、あるいは県がこういうことを考えているとか、ということであれば、財政措置についても一つお願いしたい。

それからもう一つ、やっぱり利用人数の関係もあるが、例えば今、私の住んでいるところの伊吹高校で障害のある生徒が学んでおり、エレベーターの問題で県議会でも質問が出ていると思うのですが、教育権を保障していくということであれば、たとえその障害者の人数が少ないとしても、やっぱりそれは優先的に計画的にエレベーター等の設置をしていくことであらう。今のところ、応急措置として階段昇降機に乗せて介助している。ただこれは介助者がいないとできないという現実的な問題があります。

当初、JRでもエスカレーターをつけていました。エスカレーターでその車椅子対応をしていたけれども、結局これは駅員さんが来て、一旦エスカレーターを止めて、車椅子が乗れるように切り替えをしてからじゃないと使えないということで、結果的にはやっぱり

エレベーターが必要だということであって、特に米原駅は後からエレベーターを設置された。今でも膳所駅は新しく変える時に最初からエレベーターとエスカレーターは設置をされているという、時代とともに変わってきていると思うので、いわゆる後の部分のハードについてどうするのかというのを一つお聞かせ願いたい。

もう1点は、これは私聞いたのですけれど、東京オリンピックにむけて東京の公衆浴場の協会は、「入れ墨お断り」という看板をやめるということになったのですね。つまり滋賀県に観光客に来てもらうけれども、温泉とか公衆浴場に行ったら全部「入れ墨お断り」になっているのですね。今、サッカーでも色んなプロ野球見てもスポーツ選手、芸能人を見ても、入れ墨、タトゥーをしている人がいる。結果的には東京オリンピック含めて海外からたくさん来た、ところが日本の代表的な観光資源である温泉に入ろうと思った時に、「あなたは入れ墨しているから入れません」となってきたら、単にそれだけで済まない、あるいは人種差別とかそういう形になってくる可能性もある。私の聞いているところによると東京の公衆浴場は、協会はそれを止めるというような話を聞いたのですけれど、例えば滋賀県でも公衆浴場とか関係の協会とかあると思うのですけれど、そこはどういうふうに考えておられるのか、現実問題として滋賀県にも外国の人たちがたくさんこれから観光に来ると思うので、そこら辺の対応について質問をさせていただく。

〔健康福祉政策課長〕

ハード整備に関する財政上の措置については、県におきましても大変厳しい問題がございまして、県立施設におきましては、今日の資料にあるのですが、エレベーターの設置状況など調べております。これは今、御指摘ありましたように議会でも御質問があったということで、参考資料にありますとおりエレベーターの設置状況を記載しております。利用の多い施設を中心に順次改修をしております。予算を確保しながら進めているという状況でございまして、この前の議会のやり取りを聞いておりますが、県でも順次進めてはおりますが、先程、委員の御指摘がありましたように「階段昇降機で対応していて、非常に先生方の負担も大きいので」というお尋ねがあったかと思いますが、実際は、順次改修いただきながら、新設の時につきましては、あるいは大きな改修する時については、この基準に満たして整備していただく時に、当然補助制度があるものについては活用いただいて、

その中で順次直していただく。そこが困難なところにつきましては、今、障害者差別解消法もできましたけれども、合理的配慮の中で対応いただいているというのが現状でございます。できる限り県も国に予算確保を働きかけていかないといけないと考えております。それから鉄道駅に関しましても（一日の乗降客数が）3,000人という基準をもって進めているのですが、どの駅もそうなっているかということにつきましては、まだまだ道半ばでございますけれども、県でも努力をして参りますし、国の方にも働きかけていくというのが現状のところとっております。

それから特に今、御指摘ありましたように、東京オリンピック・パラリンピックに向けて国際化の流れが非常に大きくなっておりまして、このユニバーサルデザインにつきましては、高齢者・障害者という枠を超えまして、人種の問題ですとか非常に幅広い問題になってきていると思います。そういう意味ではユニバーサルデザインの取組に特に「心のバリアフリー」が今回取り上げられましたのは、そこら辺りも含めた視点かなと思っております。ですので、委員に御指摘いただいた点については、ちょっと県でまだこの問題についてお聞きしたのは今回が私としては初めてでございましたので、その辺りはもう一度内部で確認をしていきたいと思っております。

〔委員長〕

私の意見を言うと、入れ墨の問題とユニバーサルデザインとはまた違うのかなと思えます。要は日本の風習とかそういうようなところで、今までの伝統までとは言わないが、日本文化としてのあり様も一つあって、そういうことを公のところで配慮してきたというのは実態として事実ですよ。だからあまり何もかもユニバーサルデザインであって、というような考え方はいかなものかという私の意見だけは言わさせていただきます。そういう議論することは非常に良いことと思えます。色々な見方があると思いますが、一つの物差しで測ることは大変難しいと考えます。

ユニバーサルデザインの行動計画と県の指針について、御質問とか御確認いただくようなことがございましたらどうぞ。

〔委員〕

車椅子のバスですね。観光とかそういうのに使うために県内にはまだ2台ほどしかありません。車椅子利用者がいつも使えるというものをもうちょっと増やせないものかという話はいつもバス会社に言っているのですが、やっぱりなかなか浸透しないので、そこら辺を県としてお願いできたらありがたいと思います。

〔健康福祉政策課長〕

かつて公共交通の普及ということで低床バスですね、路線バスについては、助成制度を持っていた時期がございます。現在のところ、委員も御承知のとおり、路線バスについては、かなり低床バスが普及してきました。観光につきましては、実は要望が多分、業者様の方からもあがっていたかと思うのですが、今はサービス業というその中で対応いただくということになっております。御要望はいただいているのですが、他部局でのところで答えにくいところはございますけれども、今のところはそういう現状でございます。

〔委員〕

なるべく早くたくさんあげてほしいという要望が出ていますので、よろしく願いしたいと思います。

〔委員長〕

子どもの目線からどうですか。

〔委員〕

当日に非常に盛沢山の資料をいただいたので、消化しきれっていませんけれども、この国のユニバーサルデザイン 2020 の内容を見て、淡海ユニバーサルデザインの行動指針を踏まえた実績資料を見ると、心の部分がどこに入っているのかなと思いながら見させていただきました。「心のバリアフリー」の取組がどこにあるのかなと。またそれを踏まえて、私ども保育協議会として、就学前の子どもたちにどのように伝えていったらいいのか、ちょっとわからないので、その辺りもう少しわかりやすく示していただく方がありがたいなと思いました。

〔健康福祉政策課長〕

実はこの「心のバリアフリー」という言葉は前からあるような印象もお持ちかと思いますが、実際、施策的には教育委員会で「心のバリアフリー」の事業に取り組んでおられますが、福祉教育ということで進んでおりますけども、実際にそういうことをしっかりと国として打ち出したのも今回初めてでございます、具体的に文科省の方では、学習指導要領の中で、それから特に先程御紹介しましたように産業界では、企業とか交通とか観光、外食ということで、今回の障害者差別解消法の施行を踏まえまして、それぞれ所管省庁が業界団体等に働きかけながらやっていこうということでございまして、ある意味こういったユニバーサルデザインの中での「心のバリアフリー」の取組というのは、今始まったばかりでございます。私共も先程御説明しましたように、指針を作ってから12年経っているというところで、こうした視点での取りまとめと言いますか、具体的な取組もそうたくさんは無いと思うのですが、できていない状況でございまして、そういった意味で今回の実績はどちらかというと、先程課長補佐が申し上げましたがハードとかそういったもの中心でした。一つ考えるところでは冒頭申し上げておりますユニバーサルデザインの出前事業ですとか、そういったものが現状での「心のバリアフリー」の取組にあたるのかなと思うのですが、これからの取組になっていくのかなと思っております。

〔委員長〕

よろしいですか。

ありがとうございます。

医師会の立場からどうですか。

〔委員〕

医療機関に関しては、かなり優先基準で、それぞれの施設基準が厳しいので、新しい医療機関に関しては順次入っておりますけど、古い医療機関は、こんな言葉はおかしいですけど、ある意味ではなかなか設備投資するだけの財力を持っていない医療機関が多いので、特にそういったところをどういうふうにしていったらいいのか、医師会としても、それぞ

れ個人事業でございますので。市とか公立の病院に関しては非常にきれいな病院になっているのですが、民間はそれに見合うだけの病院にするというのはなかなか困難な点がございますけれども、ただ新しい病院、医院ほどきれいになっているというのは事実で、そういったところはきれいですので、患者さんがたくさん来られますので、採算的に上手くいくという、これが良い循環なのかと考えております。一方、古い先生方には非常に御負担になっているという、その辺で医療機関についてかなりギャップが出ているということでございますし、では古い医療機関はいらないのかと言いますと、交通の不便な地域でやっておられる先生は、その先生が閉められると誰が診るのかという地域が結構あるのですね。だからその辺を医師会が面倒見るのかというとなかなか難しい。ただ今度の新しい基金とか、そういうのがございましたので、医療機器に関してはそういう国からいただく基金を使って、上手くいけるのですが、施設となるとまたちょっと別の話になって、この辺の良いアイデアが県の方からいただければ、そういうところで困っておられる医療機関に大いにアナウンスをしたいと思えます。そういうところで我々、よく知らない、情報を知らない、医療機器についてはよく知っているのですが。また御指導をよろしく願います。

〔委員長〕

情報提供をよろしく願います。

〔委員〕

この言葉の問題は、以前からノーマライゼーション、これは北欧からはじまっております。このユニバーサルというのは、アメリカの方からはじまった言葉ですよね。時代的にも言葉ですから、その時々の人々の暮らしや社会の情勢の中で使われてきますので、日本においてユニバーサルデザインというのは、学問的にはかなり早くから大企業などは入れておりましたけれど、政策としてやはりオリンピック・パラリンピックを意識して出てきたということだと思っております。ですから、滋賀県におかれましては、人権教育としてあるいは平和教育、環境教育、男女共生社会参加教育等々、全てを私などは福祉教育と呼んでいるわけですね。これも学者がそう言っているだけで、今、審議会で審議しないといけないことは、要するに県民と事業者と市町の行政を含めて、こういうことをやろうという決

意をされて、もちろん説明がいりますから、アメリカの学者が言い始めたことぐらいはちゃんとリサーチされた上で、レビューされた上で、調べたらこういうふうにするのは良いと思うのですね。ですから今説明なされたことで良いのと、それから「心のバリアフリー」は小中の義務教育では言わなかったのですが、高等学校の教科「福祉」という、私、検定教科書を監修しておりますけれども、これはもう既に私も「心のバリアフリー」を書いておりますので、教科書的にはもう出ているのですね。前の指導要領と変わりました時にもう出ておりますので、結構、教育業界では使い、理念としてだけは教えているという、こういう状況でございます。ですから実際にどうしていくかということで、今、医師会の先生がおっしゃいましたように、実際私たちがサービスを利用する時におんぶして2階に上がるのかということですね。要するに人を使って皆が優しくて、皆が元気だったらおんぶして上がるのだけれども、それは依存を作り出しますので、心身御不自由な人、あるいはお年を取られた人が介助者に対し、いつもニコニコ笑っていないと連れて行ってもらえない、それは人権侵害に関わってきますから。そういう意味ではちょっとの間は両方、優しい街づくりという時にいわゆる機械でできるようにしていくためのお金とか、そういう意味では共同募金の募金額もどんどんあげていただきましたら良いですね。昭和23年は今の金額に換算すると1,200億円から1,500億円くらい集まっていたわけですね。今は181億をきっております、日本全体で。そういう状況になってきておりますから、是非、エレベーターの1つや2つは共同募金でつけてやるくらいの迫力でやっていただく、ちょっと別の問題も言いましたけれども、何とかやっていっているのではないかなというふうな感想を持っております。

なお、大学の方はですね、早くからこのユニバーサルデザインに関わっており、投資という考え方でやっておりますし、海外などはもうグローバルな社会になることは分かっているわけですから、もちろん生活協同組合においては食事ですね。豚肉がダメな国民の方もいらっしゃるの、これはもう全て配慮ですし、もちろんアレルギーについては配慮をいたしますし、宗教においてお祈りする場所もセッティングするという、これはユニバーサルデザインではなくて、委員長おっしゃったように別の論理でして、準備をするというのが国際配慮ということですので、そう意味ではこれをきっかけに他の事柄の人に対しても行動計画を作って一歩近づければいいのかなという感想までです。

〔委員長〕

ありがとうございました。非常にユニバーサルデザインというものに対する理解が深まるようなお話であったというように思います。

今話を聞いて思い出したのですが、駅の話ですけどね。ある人がエレベーターを作るとかそんなお金を使うよりも、ちょっとでも周りの人が手助けすればそんな立派なものは作らなくてもいいのではないかと、社会的コストは下がるのではないかと。そういうふうな話も一方ではあるわけです。設備があってそういうことを皆が心掛けるというのが、両方が一番望ましいでしょうけれども、徐々にというところでしょうか。

そういうことでこの議題について終わらせていただきまして、次の議題にいきたいと思いますけれども、第1回条例検討専門分科会の概要について、事務局の説明をお願いいたします。

〔障害福祉課長〕

(資料3 説明)

〔委員長〕

ありがとうございました。分科会で議論いただくということで進めております。とはいっても、諮問を受けたのはこの審議会でありまして、答申案を決定するのもこの審議会であります。是非とも今の説明の中であったこと、あるいは進め方について御意見をいただきまして、また分科会の方へ反映していくことにしたいと思っておりますので、御自由に御発言いただければと思います。

〔委員〕

共生社会の条例を作るというのは障害者差別解消法をより具体化していくために作っていくものなのか、それともいわゆる全ての人たちが共に生きていく、そういうことをやっていこうというものなのか、非常にわかりにくい。作業としては、障害者団体の人たちの意見を中心に今進めていますよね。中身も障害者差別解消法。国の場合で言ったら、一つ

は障害者差別解消法が去年の4月に施行されました。(平成28年)6月にはヘイトスピーチ解消法ができました。(平成28年)12月には部落差別解消推進法が出ています。国の考え方としては、それぞれの個人権課題に対して個別法というカタチで対応しているというのが今のところなのですね。例えば、生きにくさの中に差別というのがあるわけでしょう。例えばヘイトスピーチ、この8月に朝鮮学校を会場にしてウリハッキョマダンをやりまして、800人ぐらいの方が来ましたが、例えばヘイトスピーチをする団体がヘイトスピーチをやったりしているわけですから。そういうものをどう規制していくかというのは、かなり広い意味での規制・救済という部分を盛り込まねばならないというふうになるのですね。そこら辺の論点をどうしていくのかというのは、明確にしていかないと、例えば障害者差別解消法を強化・補完をしていく、あるいは滋賀らしさを打っていくというカタチで論議をするのか、それともこの間、昨年度出たヘイトスピーチ解消法とか部落差別解消推進法とかね、これらも含めてトータル的な共生社会を目指していく条例にするのか、となってくるとこれから論議の仕方が違ってくると思うのです。だからそこら辺は是非一度、どこで論議されるかわからないけれども、そうしていかないとなかなかまとまらないというように思うので、そこら辺考えていただければと思います。

〔障害福祉課長〕

委員御指摘の同じニュアンスのような御意見は第1回分科会の時にも出ておりました。軸になりますのは、障害者差別解消法の実効性の確保ということが軸になります。障害者の定義というところを少し広げられないかという議論がその次に出てきているという、大きな柱としてはこの実効性の確保と障害者の範囲をどうとらえるか、というところの大きな二つの論点になるということでございます。第1回の分科会の中の御意見にもございましたが、障害者差別解消法を『縦糸』とある委員は言われたのですが、『縦糸』の議論をしっかりとした上で、その幅をどう広げられるかというところは『横糸』になるというところ、その次にその範囲をどうするかということが議論のやり方であろうという御意見がございましたので、その御意見に沿って進めたいというふうに考えております。

過去には障害者の範囲につきまして、例えば難病が入った、様々年次を追うごとに範囲が広がっているというような状況もございまして、ある意味、滋賀県においてそれを少し

今後のことを見越して、少し先取りをして、範囲を広げられるかどうかという議論を今後、分科会なりワーキンググループの中で深めていただくということでございます。

〔委員長〕

私もこの議論に参加しておりまして、まさに委員がおっしゃるように、その対象をどうするかというのは、一番の論点と思っています。それからもう一つは、差別の定義です。要は何をもって差別なのかということで、大分変わってくるなというふうに思っています。そこで非常に深掘りをしていかないといけないのであろうと思っていますし、ただポイントは『生きづらさを抱えた』という「私も」という人がいっぱいいて、主観的な話になってくると思いますので、それをいかにして客観視するような『生きづらさ』をどうするのかということなのだろうと思います。

私の個人的な意見でありますけども、認知症を抱えた家族の人たちの生きづらさというものを今目的にどう救えるのだろうとか、あるいは発達障害の手帳を持たない制度の谷間にいる人たちの生きづらさ、いわゆる機会均等でない部分を滋賀県において考えていくのだろうというふうなことをしっかりと議論していく必要があるのではないかなということ、先程説明のあったテーマごとにワーキングをやっていただきます。

そういう意味で非常にこの社会的障壁という言葉と差別という定義とですね、非常にその辺りが対象者を決め、そして障害者差別解消法はあくまでも当然のことですけれども、手帳を持った方々でありますので、その人たちへの国以上の対応をしてこそ条例を作る意味があるのだろうと思います。

ただ、それからもう一つ私が思いましたのは、以前、県の事務局で作った資料を見てですね、24ほど既に障害者差別解消法の補完・補強的な条例ができてあるようであります。その後の状況を見た整理で、一番大きいのは県民の認知度が低いということです。制度はできたけれども、それぞれ条例はできたけれども、実際に実効性がないというのは、皆さんが知らないということが、私非常に引っかかっておりまして、そういう意味でも作成過程で多くの議論を踏まえていくことが一番重要だと思っています。是非とも各委員の皆様方の立場におかれても本当にどうなのかと。

私的な論点で言いますと、社会的擁護の子どもたちも非常に気になるわけであります。

虐待を受けた子どもたちが社会に出ていく時に、自立する上での社会的障壁は何だろうと。ともすればそれが差別の定義に当てはまるのか、当てはまらないのか、わかりませんが、そういうふうなことを今議論はじめようとしているところでもありますので、是非とも県民的な議論が必要だと思っております。

〔委員〕

差別というところなのですからけれども、差別をしてはいけないというのは皆さんの頭の中には多分、ほとんど入っているのではないかと私は思っています。先程、認知症の方という言葉があったのですが、認知症の方を抱えた家族の方には、家族が看るのが当たり前だろうということもまだ現時点であったりしますので、そういうことはこちらで解消していかないといけない。差別をしてはいけないという、頭の中ではなく本当に体におちていかないと差別というのはなくならないだろうと。これはすごく難しいことではないかと。体の中に実感してもらわないと差別はなくならないと。手を出したくても、ちょっと恥ずかしいから出せない、行動に移らないような気がしています。

共生社会にしようとする、ちょっと困った時に手を出してあげようという、そういう人がいっぱい出てこなきゃいけないと思うのですが、そこら部分で手を出すまでの皆さんの心の中にストンと落ちるような施策がほしいのと、でもそのことに対して私はまだ何も持っておりません。

ただ認知症の家族の件については、地域の方に話し合いをしたり、啓発をしておくことはありますけれども、まだまだというふうに思います。

〔委員長〕

今のお話、上野谷先生に名言があります。「たすけられ上手、たすけ上手に生きる」という言葉を御披露させていただく。

〔委員〕

「共生社会」という言葉を我々は使い、謳っている。先程のユニバーサルデザインとバリアフリーの問題と似ているかなと思うのですが、先程の「障害者差別解消法」は本当に

明らかな差別があり、そこにいろいろなバリアがあるということで、これは絶対に許されないところですが、ただやっぱり障害者の概念というものはどんどん変わっていくし、日本と外国でも違います。これから未来に向かっていく条例なので、やはり「障害者差別解消」という一つのくくりを取っ払う部分を、どこかにきちんと持つべきだというふうに思うのと、「障害者差別解消法」ではなく「共生社会」で条例を作っていこうというところを大事にした方がいい。非常に難しいけれども、やはり対象者も全市民、全県民でいいのだと思うのです。もちろんその中で本当に配慮が必要な場合、生きづらさを含めてですけれども、必要な場合には対応するというところは、押さえておいていただければというふうに思います。

【委員長】

ありがとうございます。また一つの視点として全てを包み込むと、その中でそういう問題が起こった時に対応していくというような方向論はどうかというようなお話でございました。

【委員】

目的の中に『滋賀の実践者が大切にしてきた福祉の思想の流れ』というのがあると思うのですが、決して『障害のある人たちだけ』がとか『障害のある人のためにだけ』ではないと思うのです。やっぱり障害のある人だけでなく、『誰一人の不幸も見逃さない』という、色んな方が対象になってくると思います。決して障害者福祉であったりとか障害者の人たちだけがよくなる社会についてはあり得ないというところで、その辺他人事にならないためには、やっぱり生きづらさを抱えた県民の方たちを対象とすることが大事なのかなと思っています。

先日、たまたまですけれどもLGBTの方と出会う機会がありまして、何気ない出回っている言葉とかハードの部分で差別感、疎外感を感じておられる方がいると新たに勉強させていただきましたし、犯罪加害者・被害者双方の御家族の方々など生きづらさを抱えた人のことを考えると、決して障害者だけになるような思想ではないというのが大事なのかなと思っています。

〔委員〕

今、各委員の方がおっしゃったとおりだと思うのですね。ただ工程表みたいなものがある、大体いつまでにこういう社会にしたいのかと。今おっしゃったようにあらゆることが差別につながっているのだけれども、やはり構造的に不利益を作らされたという立場に主に長くいる人たちから手をつけますということですね。そして国におかれて障害者差別解消法ができたことによる実効性のあるものにするという条例が、大体いっぱい作られてもほとんど理念で終わって、市町にいきました時にはもうというような感じになっているのが他県の例でございます。

滋賀県におかれては、この条例を実効性のあるものにするとするならば、少し焦点化する、はじめのうちね、3年間それでいきますとか、何年間でこれも入れていきますみたいな、10年目標なのか15年目標か知りませんが、そのあたりまたもちろんワーキングなど色々、変えていきますという論議ですよ。そんな観点はあるのでしょうか、ないのでしょうか、まずお聞きしたい。

教育の現場では、100人くらいの中で3～5%の学生が、性同一性障害含めて様々な課題を抱えている。大体3人くらい告白している子がいます。それから発達障害と呼ばれている、アスペルガーの診断を持っている子も4、5人入ってきます。これは、多くの大学も一緒だと言っていますし、研究者の中にもたくさんいるのではないかというくらいに、非常にコミュニケーション能力ということからすると生きづらさを抱えているわけですね。本当に私も悩みまして、男女の表もなくしていますし、年々変えながら、この社会的に不利益を受け、差別をされて、生きられないという人たちをどういうふうに県民として支えていくかということ考えた時に、やはりはじめどういう人に焦点化しながら広げていくかということ少しはっきりしてあげたら、彼女、彼らも「次は僕たちのこともちゃんと助けてくれるんだな」という、そういう出だしみたいなものが必要かなと。

障害者のことは、私学は障害者差別解消法の努力義務の民間団体ですから、条例できちんとやっていただいたらとても励みになるという感じはしています。

コアと周辺をしていくような雰囲気は出してほしい。障害者だけでがんばりますというのは、やっぱりやめていただきたいなという気はいたします。

〔障害福祉課長〕

まさに条例の中身について、これからワーキングで様々な意見をいただいでいくという状況ですので、現時点で例えば3年間まではこの内容で、あるいは10年後はこうしようというような考えといたしますか、議論にはなっていないと思います。これから議論するという事がございますので、本日、委員からいただいた御意見につきましては、分科会なりワーキンググループの方に報告させていただいて、そうした観点からも議論していただくようお願いをしていきたいというふうに思います。

〔委員長〕

ありがとうございます。何年後に何するというのは書けないと思うので、見直し事項を入れてもらったならそれで良いのかなと思いますので、その辺も議論してください。

他に御意見ないようでしたら、時間の関係もでございますので、これでこの議題について終わらせていただきます。

最後になりますけれども全体含めて何か御意見、御質問等ありましたらお願い申し上げます。

それでは長時間にわたりまして御議論いただきましてありがとうございました。事務局の方よろしく願いいたします。

〔司会〕

それでは皆様、長時間どうもありがとうございました。二つの件、御議論いただきましたが、私ども気付かない点、それからポイントの明確化、非常に良い御意見をいただきましたので、これらを踏まえまして、また次の検討を進めたいと思います。

委員長におかれましても、議論の明確化、ポイントをわかりやすく御意見いただきました。大変ありがとうございます。

皆様におかれましてもまた様々な機会でも御議論いただくことがこれからございますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

それでは以上を持ちまして、本日の審議会を終了させていただきます。本日はお暑い中、お忙しい中大変ありがとうございました。今後ともどうぞよろしく願いいたします。

ありがとうございました。